

毎週火、金曜日発行(但休日担当) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 理容師法施行細則  
美容師法施行細則

## 規 則

理容師法施行細則をここに公布する。

昭和三十六年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十号

理容師法施行細則

理容師法施行細則(昭和三十三年十二月鳥取県規則第五十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

- 第二章 免許(第二条)
  - 第三章 理容師養成施設(第三条)
  - 第四章 実地習練(第四条―第八条)
  - 第五章 理容師試験(第九条―第十一条)
  - 第六章 理容師及び理容所(第十二条―第十七条)
  - 第七章 雑則(第十八条、第十九条)
- 附 則
- 第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。)、理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「令」という。)及び理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。)を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 免 許

(再免許申請)

第二条 法第十条第一項の規定により、免許の取消しを

受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に当該疾病がなおつた旨を証する医師の診断書を添えなければならない。

2 法第十条第三項の規定により、免許の取消しを受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に誓約書を添えなければならない。

第三章 理容師養成施設

(授業計画の提出等)

第三条 指定養成施設の長は、毎学期開始前に授業計画を知事に提出しなければならない。

2 指定養成施設の長は、理容の技術の実習を行なう場合において、外来モデルを使用しようとするとき又はやむを得ない事情により施設外で行なおうとするときは、申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

第四章 実地習練

(実地習練開始等の届)

第四条 省令第十七条の規定による実地習練を行なおうとする者(以下「習練生」という。)

とする者(以下「習練生」という。)

2 習練生は、前項の届出事項に変更があつたとき又は実地習練を終了したときは、五日以内にその旨を届け出なければならない。

3 習練生が実地習練を再開しようとする場合は、理容師実地習練再開届を提出しなければならない。ただし、第七条第一項第四号の規定により習練を休止中の者は、当該疾病がなおつた旨の所轄保健所の診断書を添付しなければならない。

4 第八条第一号ただし書の規定により移動する習練生は、第一項の届書を提出しなければならない。ただし健康診断書の添付は要しないものとする。

(実地習練の標準)

第五条 実地習練は、次の各号により行なわなければならない。

一 習練生の数は、指導に当る理容師(以下「指導者」という。)

二 指導者は、自ら指導の任に当ることのできる者であつて、免許取得後五年以上実務に従事し、かつ、省令第十九条第一項の課目に精通し、技術に熟練した者であること。

三 実地習練を行なう理容所の開設者は、実地習練に必要な機械、器具、材料、消毒薬その他指導上必要な図書を備えること。

四 実地習練の日数は、休日を除き二百八十日以上であること。

(実地習練の課程)

第六条 指導者は、習練生に対し、頭髮の刈込、顔そりその他理容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、

器具、材料、消毒薬の取扱ひその他技術に附随する業務を指導しなければならない。

(開設者の遵守事項)

第七条 実地習練を行なう理容所の開設者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 習練生の指導は、実地習練実施計画によること。  
二 実地習練実施簿を備え、習練生の出席、欠席、実施時間数及び習練実施事項等を当該指導者に記入整理させ、毎年九月及び三月に所轄保健所長に提出して承認を受けること。

三 習練生を家事その他習練に関係のない業務に従事させないこと。

四 習練生に、実地習練の期間中一回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき所轄保健所の行なう健康診断を受けさせ、その結果実地習練が公衆衛生上不適当と認めるときは、当該保健所長と協議のうえ実地習練を休止させること。

2 第八条第二号の規定により移動する習練生から実地

習練の開始及び中止の年月日等について証明を求められたときは、これを拒んではならない。

(習練生の遵守事項)

第八条 習練生は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 実地習練は、習練期間を通じ同一の理容所で行なうこと。ただし、やむを得ない理由により移動しようとするときは、所轄保健所長の承認を得なければならない。

二 前号ただし書の規定により移動する習練生は、開設者から指導に関する証明を実地習練票に受け、これを移動先の開設者に提示すること。

三 習練生は、実地習練中習練生胸章をつけること。

第五章 理容師試験

(試験)

第九条 令第五条第二項の規定による理容師試験(以下「試験」という。)の施行期日、場所その他必要事項は、そのつと公告する。

2 試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

二 実地習練終了証明書

三 履歴書

四 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

五 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

3 令第五条第四項の規定により学科試験を免除される者にあつては、前項第一号から第三号までの書類に替えて第十一条に規定する学科試験免除通知書の写を添えなければならない。

(受験停止及び合格の取消し)

第十条 受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(学科試験免除通知書)

第十一条 知事は、令第五条第一項に規定する学科試験に合格した者に対し、理容師学科試験免除通知書を交付する。

第六章 理容師及び理容所

(健康診断)

第十二条 法第九条第一項に規定する健康診断は、毎年五月及び十一月に所轄の保健所で行なう。

2 保健所長は、前項の結果をすみやかに知事に報告しなければならない。

(理容の業を行なう場合の衛生措置)

第十三条 法第八条第三号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 作業中は、清潔な白衣を着用し、かつ、顔面作業中はマスクを使用すること。

二 つめは、短かく切つて常に清潔にし、手指は、作業前客一人ごとに消毒薬又は石けんで洗浄すること。

三 消毒薬は、所定の濃度を保ち、三日ごとにこれを取り替えること。

四 客用の布きん、掛布類は、清潔なものを使用すること。

五 首当、蒸しタオル、布きん、紙片類は、客一人ごとに取り替えること。

六 理容所内は、常に清潔にし、刈りつた毛髪はそのつと毛髪箱に、汚物は汚物箱に入れること。

七 耳孔毛又は鼻孔毛はそらないこと。

八 衛生上有害な薬品及び化粧品を使用しないこと。

九 酒気をおび又は喫煙しながら作業しないこと。

十 電気器具による作業中は、客からはなれないこと。

2 理容所以外の場所において業を行なうときは、前各号によるほか、消毒器具及び消毒薬品を携行し、消毒を行なわなければならない。

(検査確認証)

第十四条 知事は、法第十一条の二の規定による確認をしたときは、開設の届出をした者に理容所検査確認証を交付する。

2 前項の検査確認証は、客の見やすい場所に掲げてお

かなければならない。

3 理容所の開設者は、当該理容所を廃止又は譲渡したときは、すみやかに検査確認証を理容所廃止届に添えて返還しなければならない。

(出張理容)

第十五条 令第九条第三号の規定により理容所以外の場所において業を行なうことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 刑務所、警察留置場、拘留所その他人を監禁する目的を有する施設又はこれに類する施設に出張して業を行なう場合

- 二 養老院、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童收容施設その他これに類する施設に出張して業を行なう場合

(理容所の衛生措置)

第十六条 法第十二条第四号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 理容所は、居室と一定の区画をし、適当な換気装置を施すこと。

- 二 理容所の面積は、待合所を除き理容いす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。
- 三 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 四 腰板の高さは、床から〇・六メートル以上とする。
- 五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること。ただし、これによることができないう場合で、適当な換気設備を施したときは短縮することができる。

- 六 作業室内に消毒場所並びに消毒器及び消毒済器具格納戸などを設け、消毒した器具と、消毒しない器具を区別しておくこと。
- 七 皮ふに接する器具は、理容いすの数に応じ適当な数を常備し、タオルその他必要材料はじゅうぶん備えておくこと。
- 八 専用流水式洗髪器を設けること。

九 理容いす一脚につき照度三〇ルクス以上の照明装置を設けること。

十 外傷に対する薬品及びほう、帯等を常に備えておくこと。

(免許証その他の掲示)

第十七条 理容所の開設者は、理容師免許証、料金表、休日及び従業時間表を理容所内に掲示しなければならない。

第七章 雑 則

(免許申請書等の様式)

第十八条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める機式によらなければならない。

- 一 理容師再免許申請書 別記様式 第一号
- 二 省令第三条の規定による理容師免許証の書換交付申請書 " 二号
- 三 省令第四条第一項の規定による理容師免許証の再交付申請書 " 三号
- 四 省令第四条第三項、第五条第一項及び第三項の規定による理容師免許証の返還書並びに省令 " 四号

第五條第二項の規定による理容師免許証の提出書

五 省令第六条の規定による理容師名簿 " 五号

六 理容師授業計画書 " 六号

七 理容師養成施設(外)における外来モデル使用申請書 " 七号

八 理容師実地習練開始(再開)届 " 八号

九 理容師実地習練実施計画書 " 九号

十 理容師実地習練同意書 " 十号

十一 理容師実地習練票 " 十一号

十二 理容師実地習練開始届出事項の変更届 " 十二号

十三 理容師実地習練実施簿 " 十三号

十四 理容師実地習練生移動承認申請書 " 十四号

十五 理容師実地習練終了届 " 十五号

十六 理容師実地習練終了証明書 " 十六号

十七 習練生胸章 " 十七号

十八 理容師受験願書 " 十八号

十九	令第五条第五項の合格証書	十九号
二十	理容師学科試験免除通知書	二十号
二十一	理容師健康診断報告書	二十一号
二十二	理容所開設届	二十二号
二十三	理容所開設検査確認証	二十三号
二十四	理容所開設届出事項の変更届	二十四号
二十五	理容所廃止届	二十五号

(書類の提出)

第十九条 法、令、省令及びこの規則により厚生大臣に提出する書類は正副三通、知事に提出する書類は正副二通とし、所在地を管轄する保健所長を経由しなければならぬ。ただし、養成施設に関する書類は、直接知事に提出するものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の理容師法施行細則の規定によつてした申請、届出その他の手続又は処分は、この規則の規定によつてした手続又は処分とみなす。

3 この規則施行の際現に実地習練を行なつてゐる習練生の習練については、その期間が終るまでの間なお従前の例による。

別記様式第一号(用紙はB列五番とすること)

理容師再免許申請書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本籍  
住所

氏(ふりがなをつける)

年 月 日生

一 理容師試験合格 年 月 日 日県知事施行第 号

二 理容師法第十条第一項の規定による取消処分(処分都道府県名、処分年月日、旧免許年月日及び免許番号)

三 理容師法第十条第三項の規定による取消処分(処分事由、処分都道府県名、処分年月日、旧免許年月日及び免許番号)

理容師の再免許を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右氏

名 印

知 事 殿

添付書類

- 理容師試験合格証書又は合格証明書
- 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 法第七条第一項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 誓約書

別記様式第二号(用紙はB列五番とすること)

理容師免許証書換交付申請書

住所

氏(ふりがなをつける)  
年 月

日生名

収入証紙  
はりつけ  
欄

一 変更事項

1 旧新 本本 籍籍

2 旧新 氏氏 名名

二 変更年月日

三 変更事由

右のとおり変更したので、理容師法施行規則第三条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事殿

添付書類

一 免許証

二 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

別記様式第三号(用紙はB列五番とすること)

理容師免許証再交付申請書

本籍

住所

氏(ふりがなをつける)  
年 月

日生名

収入証紙  
はりつけ  
欄

一 免許証番号

第 号

二 免許証を破った  
失った事由及び年月日

右のとおり免許証を「」しましたので、理容師法施行規則第四条第一項の規定により申請します。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事殿

添付書類

免許証(失った場合はてん末書)

別記様式第四号 (用紙はB列五番とすること)

理 容 師 免 許 証 提 返 出 還 書

住 本 籍 所 籍

氏 (ふりがなをつける)

年 月 日生

一 免 許 番 号

二 返 還 事 由 (死亡又は失そのの宣告を受けた場合は届出義務者とし、本人との関係を記入すること)

右のとおり理容師法施行規則第 条第 項の規定により免許証を返還提出いたします。

年 月 日

右 氏

名 印

知 事 殿

注 死亡の場合は死亡診断書の写或いは戸籍謄本又は戸籍抄本を、失そのの場合は失その宣告書の写を添付すること。

別記様式第五号 (用紙はB列五番とすること)

理 容 師 名 簿

(表 面)

写真ちよう付	登録年月日	年 月 日	免許証番号	第	免許年月日	年 月 日	住 所	本 籍	卒業した養成施設の名称及び卒業年月日	年 月 日	実地習練の場所及び実地習練終了年月日	理容師試験合格の年月日	免許の取消事由及びその年月日又は業務の停止の事由及び年月日
	氏 名	年 月 日生		科		年 月 日卒業				年 月 日修了			

別記様式第六号(用紙はB列四番とすること)

理容師授業計画書

一 昼間課程 年度 期生 学期 (至自) 年年 月月 日日 分

その他	学期内											授業時間数	計	画	内	容		
	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1							
実行計画は、右に準じて作製し教材、モデル等の計画を詳記すること	別計画	物理及び化学	皮膚科学	公衆衛生学	伝染病学	消毒学	生理解剖学	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法	衛生法
	その他	その他の科目																

右のとおり理容師法施行細則第三条第二項の規定により授業計画を提出します。

年 月 日

知事殿

養成施設所在地  
養成施設名  
施設長氏名

印

(裏面)

欄入手簿名					考 備		免許証の再交付の事由 及び年月日
年	年	年	年	年	年	年	
月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	
年	年	年	年	年	年	年	
月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	



別記様式第七号(用紙はB列五番とすること)

理容師養成施設外における外来モデル使用申請書

- 一 モデルの使用時期 (月別、週別の使用予定)
- 二 モデルの使用場所 (施設外の場合)
- 三 モデル料
- 四 モデルの範囲 (生活保護法等の別)
- 五 その他

右のとおり理容師実習用モデルを使用したいので、理容師法施行細則第三条第二項の規定により申請します。

年 月 日

養成施設所在地  
 養成施設名  
 施設長氏名

知 事 殿

㊟

別記様式第八号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練開始(再開)届

一 実地習練生

本籍	住	所	氏名	生年月日
卒業した指定養成施設名	同上	所在地	卒業年月日	

(表 面)

二 理 容 所	名 称	所 在 地	開設者名	指導者名
---------	-----	-------	------	------

三 実地習練開始年月日 年 月 日

四 実地習練終了年月日 年 月 日

右のとおり理容師実地習練を開始(再開)するので、理容師法施行細則第四条第一項(第三項)の規定によりお届けします。

年 月 日

習練生氏名

㊟

- 添付書類 (1) 実施計画書 (2) 開設者の同意書 (3) 健康診断書
- 知 事 殿



別記様式第十一号(用紙はB列七番とすること)

理容師実地習練票

(表 面)

本籍	住所	氏名	性別	生年	生月	生日	卒業科目	卒業日	養成施設所在地	実地習練開始年月日	実地習練終了年月日
			女男								

年月日交付 再交付

鳥取県

別記様式第十号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練同意書

実地習練生住所

氏名

年 月 日生

右の者が実地習練を当理容所で行なうことに同意します

指導に当らせる理容師

氏名	免許年月日	免許番号	実務経験年数
		県号	

年月日

理容所所在地

開設者氏名

㊟

(裏 面)

参考事項	5	4	3	2	1	保健所長 認印事項 移動	習練期間	所在地	開設者名	担当指導者の免許 番号及び免許年月日	備考

別記様式第十二号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練開始届出事項の変更届

理容所所在地  
名称  
開設者名  
指導者名  
習練生氏名

一、変更事項

新	旧	備考

年 月 日生

二 変更年月日及び変更事由(移動の場合は移動先)  
 三 中止年月日、中止事由及び中止期間(廃止の場合はその事由)  
 右のとおり理容師実地習練開始届出事項の変更をしたので、理容師法施行細則第四条第二項の規定によりお届  
 けします。

知 事 殿

習練生氏名

年 月 日

別記様式第十三号(用紙はB列四番とすること)

年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日
保健所届出	保健所検査	保健所検査	保健所検査
④	④	④	④

理容師実地習練実施簿

開設者氏名

習練生氏名	指導者氏名	卒業した指定養成施設名	同上卒業年月日
実地習練開始年月日	実地習練中止年月日	実地習練終了年月日	備考
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

月	日	曜	午	実	前	施	午	事	項	後	備	考
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注 一冊十二枚綴込とし記入欄を大きくするため裏面を使用すること

別記様式第十四号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練生移動承認申請書

本籍 住所 氏名

年 月 日生

一 習練中の理容所

名 称	所 在 地	開設者名	指導者名

二 移動予定の理容所

名 称	所 在 地	開設者名	指導者名

三 移動する事由

右のとおり移動したいので、理容師法施行細則第八条第一号の規定により申請します。

年 月 日

保健所長殿

右氏

名 ④

別記様式第十五号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練終了届

理容所所在地

名称

開設者名

習練生氏名

年 月 日生

、年 月 日 理容師法第二条第一項の規定による一年以上の実地習練を終了したので、理容師法施行細則第四条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

習練生氏名

Ⓜ

知 事 殿

添付書類 実地習練票写

別記様式第十六号(用紙はB列五番とすること)

理容師実地習練終了証明書

習練生本籍

習練生住所

習練生氏名

年 月 日生

一 習練開始(再開)年月日

二 習練終了(中止)年月日

三 指導概要

1 総 日 数

2 指導実施日数

日 日

右のとおり当所において実地習練を行ったことを証明する

年 月 日

理容所所在地

名称

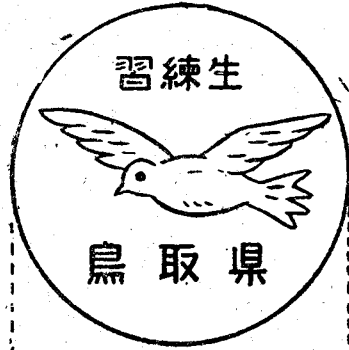
開設者氏名

Ⓜ

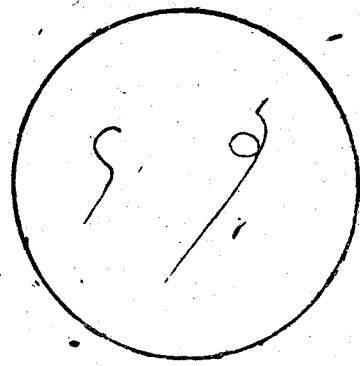
別記様式第十七号

習練生胸章

(表 面)



(裏 面)



注 (1) 金属又はセルロイド製で赤色とし図案及び文字は銀色とする。  
 (2) この胸章は、左乳上につけるものとする。

別記様式第十八号(用紙はB列五番とすること)

理容師受験願書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本籍 住所 (番地及び〇〇方も記入すること)

氏名 (ふりがなをつける)

理容師法第二条第一項の規定による理容師試験を受験いたしたので、別紙関係書類を添えてお願いします。  
 年 月 日

知事殿 右氏 名印

添付書類

- 一 履歴書(最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳記すること)
  - 二 指定養成施設の卒業証書写又は卒業証明書
  - 三 実地習練終了証明書
  - 四 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)二枚
  - 五 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地試験」と朱書すること

別記様式第二十号(用紙はB列五番とすること)

第 号

理容師学科試験免除通知書

本籍

氏

年

月

日生

名

理容師法施行令第五条第四項の規定により

年 月

日までの間鳥取県において実施する理容

師試験の学科試験を免除する。

年 月 日

知

事

㊟

別記様式第十九号(用紙はB列六番とすること)

第 号

合格証書

県

氏

年

月

日生

名

年 月 日施行の理容師試験に合格した

よつてこの証を交付する

年 月 日

知

事

㊟



別記様式第二十一号(用紙はB列五番とすること)

理容師健康診断報告書

知事殿

保健所長

理容師法第九条の規定に基づき健康診断を実施したので、理容師法施行細則第十二条の規定により次のとおり報告します。

一 実施年月日

受診対象者数	受診者数	未受診者数	受診しなかつた者の対策
名	名	名	

二 診断区分

実施科目	異状のない数	要注意者	要休養者	強制入院を要する者の数	同上の処置
精神病、タンカン					
トラホーム					
皮膚病					
結核					
その他					

三 受診しなかつた者の住所、氏名及び事由

別記様式第二十二号(用紙はB列五番とすること)

理容所開設届

一 理容所の名称  
二 理容所の所在地

本区	分	開設者	管理	人	備考
住所	籍				
氏名	生	名			
年月日					
性別	別				
免許取得都道府県並びに番号	別	県第	号	県第	号
履歴	業				別紙とすることができ
その他					

右のとおり理容所を開設したので、理容師法施行規則第二十条の規定によりお届けします。

年月日

開設者氏名

知事殿

添付書類

- (1) 理容所の構造設備の平面図(理容師法施行細則第十六条各号の明細を記入すること)
- (2) 附近百メートル以内の見取図
- (3) 理容師健康診断書
- (4) 開設者が外国人の場合は、外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書
- (5) 理容師免許証の写
- (6) 従業員の本籍、住所氏名、生年月日、免許取得年月日及び番号、従業年月日を記載せる書類

別記様式第二十三号(用紙はB列五番とすること)

理容所開設検査確認書

所在地  
開設者氏名

年 月 日生

理容師法第十二条に規定する基準に適合していることを確認します

確認番号 第 号

検査確認年月日 年 月 日

確認書交付年月日 年 月 日

保健所長 印

別記様式第二十四号(用紙はB列五番とすること)

理容所開設届出事項の変更届

- 一 名称
- 二 所在地
- 三 変更事項

- 1 構造設備の変更大要(別紙の図面とし明細をつける)
- 2 従業員及び管理人の変更(本籍、住所、氏名、生年月日、免許取得都道府県名及び番号、雇入年月日、解雇年月日及び事由、移動先を記入すること)

右のとおり変更したので、理容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者氏名

知事殿

印

別記様式第二十五号(用紙はB列五番とすること)

理 容 所 廃 止 届

- 一 名 称
- 二 所 在 地
- 三 廃止の事由

右のとおり廃止しましたので、理容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名

知 事 殿

添 付 書 類  
開 設 確 認 書



美容師法施行細則をここに公布する。

昭和三十六年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

美容師法施行細則

美容師法施行細則(昭和三十三年十二月鳥取県規則第五十八号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 免許(第二条)
- 第三章 美容師養成施設(第三条)
- 第四章 実地習練(第四条―第八条)
- 第五章 美容師試験(第九条―第十一条)
- 第六章 美容師及び美容所(第十二条―第十七条)
- 第七章 雑則(第十八条・第十九条)
- 附 則
- 第一章 総 則
- (目的)

第一条 この規則は、美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。)、美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「令」という。)及び美容師法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。)を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 免 許

(再免許申請)

第二条 法第十条第一項の規定により、免許の取消しを受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に当該疾病がなおつた旨を証する医師の診断書を添えなければならない。

2 法第十条第三項の規定により、免許の取消しを受けた者が再免許の申請をしようとするときは、申請書に誓約書を添えなければならない。

第三章 美容師養成施設

(授業計画の提出等)

第三条 指定養成施設の長は、毎学期開始前に授業計画

を知事に提出しなければならない。

2 指定養成施設の長は、美容の技術の実習を行なう場合において、外来モデルを使用しようとするとき又はやむを得ない事情により施設外で行なおうとするときは、申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

第四章 実地習練

(実地習練開始等の届)

第四条 省令第十七条の規定による実地習練を行なおうとする者(以下「習練生」という。)は、実地習練開始の日までに、同条に規定する届書に健康診断書を添えて知事に提出し、実地習練票の交付を受けなければならない。

2 習練生は、前項の届出事項に変更があつたとき又は実地習練を終了したときは、五日以内その旨を届け出なければならない。

3 習練生が実地習練を再開しようとする場合は、美容師実地習練再開届を提出しなければならない。ただし

第七条第一項第四号の規定により習練を休止中の者は、当該疾病がなおつた旨の所轄保健所の診断書を添付しなければならない。

4 第八条第一号ただし書の規定により移動する習練生は、第一項の届書を提出しなければならない。ただし健康診断書の添付は要しないものとする。

(実地習練の標準)

第五条 実地習練は、次の各号により行なわなければならない。

一 習練生の数は、指導に当る美容師(以下「指導者」という。)が当該美容所の開設者である場合には二人までとし、その他の指導者にあつては、習練生一人につき指導者一人の割合をこえないこと。

ただし、実地習練を終了した者が再び習練を行なう場合はこの限りでない。

二 指導者は、自ら指導の任に当ることのできる者であつて、免許取得後五年以上実務に従事し、かつ、省令第十九条第一項の課目に精通し、技術に熟練し

た者であること。

三 実地習練を行なう美容所の開設者は、実地習練に必要な機械、器具、材料、消毒薬その他指導上必要な図書を備えること。

四 実地習練の日数は、休日を除き二百八十日以上であること。

(実地習練の課程)

第六条 指導者は、習練生に対し、パーマネントウェーブ、結髪、化粧その他美容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、器具、材料、消毒薬の取扱いその他技術に附随する業務を指導しなければならない。

(開設者の遵守事項)

第七条 実地習練を行なう美容所の開設者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 習練生の指導は、実地習練実施計画によること。
- 二 実地習練実施簿を備え、習練生の出席、欠席、実施時間数及び習練実施事項等を当該指導者に記入整理させ、毎年九月及び三月に所轄保健所長に提出し

て承認を受けること。

三 習練生を家事その他習練に関係のない業務に従事させないこと。

四 習練生に、実地習練の期間中一回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、所轄保健所の行なう健康診断を受けさせ、その結果、実地習練が公衆衛生上不適当と認めるときは、当該保健所長と協議のうえ、実地習練を休止させること。

2 第八条第二号の規定により移動する習練生から実地習練の開始及び中止の年月日等について証明を求められたときは、これを拒んではならない。

(習練生の遵守事項)

第八条 習練生は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 実地習練は、習練期間を通し同一の美容所で行なうこと。ただし、やむを得ない理由により移動しようとするときは、所轄保健所長の承認を得なければならない。

二 前号ただし書の規定により移動する習練生は、開設者から指導に關する証明を実地習練票に受け、これを移動先の開設者に提示すること。

三 習練生は、実地習練中習練生胸章をつけること。  
第五章 美容師試験

(試験)

第九条 令第二条第二項の規定による美容師試験(以下「試験」という。)の施行期日、場所その他必要事項は、そのつど公告する。

2 試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 指定養成施設の卒業證書の写又は卒業証明書

二 実地習練終了証明書

三 履歴書

四 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

五 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

3 令第二条第四項の規定により学科試験を免除される者にあつては、前項第一号から第三号までの書類に替えて第十一条に規定する学科試験免除通知書の写を添えなければならない。

(受験停止及び合格の取消し)

第十条 受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(学科試験免除通知書)

第十一条 知事は、令第二条第一項に規定する学科試験に合格した者に対し、美容師学科試験免除通知書を交付する。

第六章 美容師及び美容所

(健康診断)

第十二条 法第九条第一項に規定する健康診断は、毎年五月及び十一月に所轄の保健所で行なう。

2 保健所長は、前項の結果をすみやかに知事に報告しなければならない。

(美容の業を行なう場合の衛生措置)

第十三条 法第八条第三号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 作業中は、清潔な白衣を着用し、かつ、顔面作業中はマスクを使用すること。

二 つめは、短かく切つて常に清潔にし、手指は、作業前客一人ごとに消毒薬又は石けんで洗浄すること。

三 消毒薬は、所定の濃度を保ち、三日ごとにこれを取り替えること。

四 客用の布きん、掛布類は、清潔なものを使用すること。

五 首当、蒸しタオル、布きん、紙片類は、客一人ごとに取り替えること。

六 美容所内は、常に清潔にし、刈りつた毛髪はそのつど毛髪箱に、汚物は汚物箱に入れること。

七 耳孔毛又は鼻孔毛はそらないこと。

八 衛生上有害な薬品及び化粧品を使用しないこと。

九 酒気をおび又は喫煙しながら作業しないこと。

十 電気器具による作業中は、客からはなれないこと。

2 美容所以外の場所において業を行なうときは、前各号によるほか、消毒器具及び消毒薬品を携行し、消毒を行なわなければならない。

(検査確認証)

第十四条 知事は、法第十二条の規定による確認をしたときは、開設の届をした者に美容所検査確認証を交付する。

2 前項の検査確認証は、客の見やすい場所に掲げておかなければならない。

3 美容所の開設者は、当該美容所を廃止又は譲渡したときは、すみやかに検査確認証を美容所廃止届に添えて返還しなければならない。

(出張美容)

第十五条 令第八条第三号の規定により美容所以外の場所において業を行なうことができる場合は、次のとおりとする。

一 刑務所、警察出置場、拘置所その他人を監禁する

目的を有する施設又はこれに類する施設に出張して業を行なう場合

二 養老院、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童收容施設その他これに類する施設に出張して業を行なう場合

（美容所の衛生措置）

第十六条 法第十三条第四号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 美容所は、居室と一定の区画をし、適当な換気装置を施すこと。
- 二 美容所の面積は、待合所を除きセット用いす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。
- 三 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 四 腰板の高さは、床から〇・六メートル以上とする
- 五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること。ただし、これによるできない場合で、

適当な換気設備を施したときは短縮することができる。

- 六 作業室内に消毒場所及び消毒器並びに消毒器具、格納戸などを設け、消毒した器具と、消毒しない器具を区別しておくこと。
  - 七 皮ふに接する器具は、セット用いすの数に応じ適当な数を常備し、タオルその他必要材料はじゅうぶんに備えておくこと。
  - 八 専用流水式洗髪器を設けること。
  - 九 セット用いす一脚につき照度三〇ルクス以上の照明装置を設けること。
  - 十 外傷に対する薬品及びほう、帯等を常に備えておくこと。
- （免許証その他の揭示）
- 第十七条 美容所の開設者は、美容師免許証、料金表、休日及び従業時間表を美容所内に掲示しなければならない。
- 第七章 雑 則

（免許申請書等の様式）

第十八条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

- 一 美容師再免許申請書 別記様式 第一号
- 二 省令第三条の規定による美容師免許証の書換交付申請書 二 号
- 三 省令第四条第一項の規定による美容師免許証の再交付申請書 三 号
- 四 省令第四条第三項、第五条第一項及び第三項の規定による美容師免許証の返還書並びに省令第五条第二項の規定による美容師免許証の提出書 四 号
- 五 省令第六条の規定による美容師名簿 五 号
- 六 美容師授業計画書 六 号
- 七 美容師養成施設（外）における外来モデル使用申請書 七 号
- 八 美容師実地習練開始（再開）届 八 号
- 九 美容師実地習練実施計画書 九 号
- 十 美容師実地習練同意書 十 号

- 十一 美容師実地習練票 一 一 号
  - 十二 美容師実地習練開始届出事項の変更届 一 二 号
  - 十三 美容師実地習練実施簿 一 三 号
  - 十四 美容師実地習練生移動承認申請書 一 四 号
  - 十五 美容師実地習練終了届 一 五 号
  - 十六 美容師実地習練終了証明書 一 六 号
  - 十七 習練生胸章 一 七 号
  - 十八 美容師受験願書 一 八 号
  - 十九 令第二条第五項の合格証書 一 九 号
  - 二十 美容師学科試験免除通知書 二 〇 号
  - 二十一 美容師健康診断報告書 二 一 号
  - 二十二 美容所開設届 二 二 号
  - 二十三 美容所開設検査確認証 二 三 号
  - 二十四 美容所開設届出事項の変更届 二 四 号
  - 二十五 美容所廃止届 二 五 号
- （書類の提出）
- 第十九条 法、令、省令及びこの規則により厚生大臣に

提出する書類は正副三通、知事に提出する書類は正副二通とし、所在地を管轄する保健所長を経由しなければならぬ。ただし、養成施設に関する書類は、直接知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の美容師法施行細則の規定によつてした申請、届出その他の手続又は処分は、この規則の規定によつてした手続又は処分とみなす。
- 3 この規則施行の際現に実地習練を行なつてゐる習練生の習練については、その期間が終るまでの間なお従前の例による。

別記様式第一号(用紙はB列五番とすること)

美容師再免許申請書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本 籍  
住 所

氏(ふりがなをつける)

一 美容師試験合格 年 月 日 日県知事施行第 号

二 美容師法第十条第一項の規定による取消処分(処分都道府県名、処分年月日、旧免許年月日及び免許番号)

三 美容師法第十条第三項の規定による取消処分(処分事由、処分都道府県名、処分年月日、旧免許年月日及び免許番号)

美容師の再免許を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右 氏

名 ㊟

知 事 殿

添 付 書 類

- 一 美容師試験合格証書又は合格証明書
- 二 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 三 法第三条第二項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書

別記様式第二号(用紙はB列五番とすること)

美容師免許証書換交付申請書

収入証紙  
はりつけ  
欄

住所

氏(ふりがなをつける)  
年 月

日生名

一 変更事項

1 旧本籍

2 旧新氏名

二 変更年月日

三 変更事由

右のとおり変更したので、美容師法施行規則第三条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事殿

添付書類

一 免許証

二 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

別記様式第三号(用紙はB列五番とすること)

美容師免許証再交付申請書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本籍  
住所

氏(ふりがなをつける)  
年 月

日生名

一 免許証番号 第 号

二 免許証を破った  
失った事由及び年月日

右のとおり免許証を「  
」しましたので、美容師法施行規則第四条第一項の規定により申請し  
ます。

年 月 日

右氏

名 ㊟

知事殿

添付書類

免許証(失った場合はてん末書)



別記様式第四号(用紙はB列五番とすること)

美容師免許証 提出還書

住所 本籍

氏(ふりがなをつける)

年 月 日生

一 免許番号

二 返還事由 (死亡又は失そその宣告を受けた場合は届出義務者とし、本人との関係を記入すること)

右のとおり美容師法施行規則第 条第 項の規定により免許証を提出いたします。

年 月 日

右氏

名 印

知事殿

注 死亡の場合は死亡診断書の写或いは戸籍謄本又は戸籍抄本を、失そうの場合は失そう宣告書の写を添付すること。

別記様式第五号(用紙はB列五番とすること)

美容師名簿

(表面)

写真ちよう付	登録年月日	年 月 日	住所	本籍	卒業した養成施設の名称及び卒業年月日	実地習練の場所及び実地習練終了年月日	美容師試験合格の年月日	免許の取消事由及びその年月日又は業務の停止の事由及び年月日
	免許証番号	第 号						

(裏面)

欄入手簿名					考 備		免許証の再交付の事由 及び年月日
年	年	年	年	年	事 由	印	
月	月	月	月	月			年
日	日	日	日	日	事 由	印	

別記様式第六号(用紙はB列四番とすること)

美容師授業計画書

一、昼間課程 年度 期生 学期 (自 至) 年月 月 日 分

学期内	教科科目									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
衛生法規	解剖学	生理学	消毒学	伝染病学	公衆衛生学	皮膚科学	物理及び化学	美容理論	その他の科目	その他
授業時間数										
計 画 内 容										

右のとおり美容師法施行細則第三条第二項の規定により授業計画を提出します。

年 月 日

知 事 殿

養成施設所在地  
養成施設名  
施設長氏名



別記様式第七号(用紙はB列五番とすること)

美容師養成施設外における(外)来モデル使用申請書

- 一 モデルの使用時期 (月別、週別の使用予定)
- 二 モデルの使用場所 (施設外の場合)
- 三 モデル料
- 四 モデルの範囲 (生活保護法等の別)
- 五 その他

右のとおり美容師実習用モデルを使用したいので、美容師法施行細則第三条第二項の規定により申請します。

年 月 日

養成施設所在地  
養成施設名  
施設長氏名

知事殿

㊤

別記様式第八号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練開始(再開)届

一 実地習練生

本籍	住	所	氏名	生年月日
卒業した指定養成施設名	同上	所在地	卒業年月日	

二 美容師

名	称	所在地	開設者名	指導者名
---	---	-----	------	------

三 実地習練開始年月日 年 年 月 月 日 日  
 四 実地習練終了年月日 年 年 月 月 日 日  
 右のとおり美容師実地習練を開始(再開)するので、美容師法施行細則第四条第一項(第三項)の規定によりお届けします。

年 月 日

習練生氏名

㊤

知事殿

添付書類 (1) 実施計画書 (2) 開設者の同意書 (3) 健康診断書

別記様式第九号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練実施計画書

期	実地習練要領	実地習練内容

(裏面)

5	4	3	2	1	事項	移動
至自 年 年 月 月 日 日	至自 年 年 月 月 日 日	至自 年 年 月 月 日 日	至自 年 年 月 月 日 日	至自 年 年 月 月 日 日	習練期間	
					所 在 地	美 容 所 名
					担 当 指 導 者 名	開 設 者 氏 名
第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	担 当 指 導 者 免 許 番 号 及 び 免 許 取 得 年 月 日	
					移 動 事 由	

別記様式第十一号(用紙はB列七番とすること)

美容師実地習練票

(表 面)

本籍	住所	氏名	性別	卒業した指定養成施設名	養成施設の所在地	実地習練開始年月日	実地習練終了年月日
			女男				
				年 月 日		年 月 日	年 月 日
				科 月 卒業日			

年 月 日 交付 再交付

鳥 取 県

別記様式第十号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練同意書

実地習練生住所

氏名

年 月 日生

右の者が実地習練を当美容所で行なうことに同意します

指導に当らせる美容師

氏名	免許年月日	免許番号	実務経験年数
		県 号	

年 月 日

美容所所在地

開設者氏名

㊟



00719

別記様式第十四号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練生移動承認申請書

一 習練中の美容所  
 本籍 住所 氏名  
 年 月 日生 名

名 称	所 在 地	開設者名	指導者名

名 称	所 在 地	開設者名	指導者名

二 移動予定の美容所

三 移動する事由  
 右のとおり移動したいので、美容師法施行細則第八条第一号の規定により申請します。

年 月 日 右氏 名  
 保健所長殿

00718

別記様式第十三号(用紙はB列四番とすること)

美容師実地習練実施簿

開設者氏名

年 月 日 年 月 日 年 月 日  
 保健所届出 ④  
 保健所検査 ④  
 保健所検査 ④

習練生氏名	指導者氏名	卒業した指定養成施設名	同上卒業年月日
実地習練開始年月日	実地習練中止年月日	実地習練終了年月日	備 考
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

月 日 曜	午 前	午 後	備 考
注 一册十二枚繰込とし記入欄を大きくするため裏面を使用すること			

別記様式第十五号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練終了届

美容所所在地

名称

開設者名

習練生氏名

年 月 日生

施行細則第四条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

習練生氏名

印

知事殿

添付書類 実地習練票写

別記様式第十六号(用紙はB列五番とすること)

美容師実地習練終了証明書

習練生本籍

習練生住所

習練生氏名

年 月 日生

一 習練開始(再開)年月日

二 習練終了(中止)年月日

三 指導概要

1 総日数

2 指導実施日数

右のとおり当所において実地習練を行ったことを証明する

年 月 日

美容所所在地

名称

開設者氏名

印



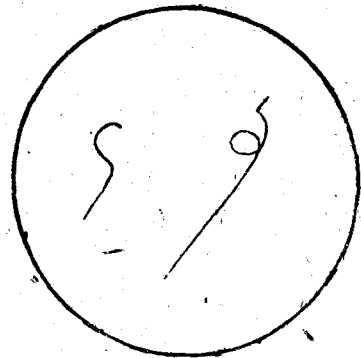
別記様式第十七号

習練生胸章

(表 面)



(裏 面)



- 注 (1) 金属又はセルロイド製で赤色とし図案及び文字は銀色とする。  
 (2) この胸章は、左乳上につけるものとする。

別記様式第十八号(用紙はB列五番とすること)

美容師受験願書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本籍 住所 (番地及び〇〇方も記入すること)

氏名 (ふりがなをつける)

美容師法第四条第一項の規定による美容師試験を受験いたしたので、別紙関係書類を添えてお願いします。  
 年 月 日

右氏 名

添付書類

知事殿

- 一 履歴書(最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳記すること)
  - 二 指定養成施設の卒業証書写又は卒業証明書
  - 三 実地習練終了証明書
  - 四 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)二枚
  - 五 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書すること

別記様式第二十号(用紙はB列五番とすること)

第 号

美容師学科試験免除通知書

本籍

氏

年 月 日生 名

美容師法施行令第二条第四項の規定により 年 月 日までの間鳥取県において実施する美容師試験の学科試験を免除する。

年 月 日

知

事 ④

別記様式第十九号(用紙はB列六番とすること)

第 号

合格証書

県

氏

年 月 日生 名

よつてこの証を交付する。 年 月 日施行の美容師試験に合格した

年 月 日

知

事 ④

別記様式第二十一号(用紙はB列五番とすること)

美容師健康診断報告書

知事殿  
年 月 日

保健所長 印

美容師法第九条の規定に基づく健康診断を実施したので、美容師法施行細則第十二条の規定により次のとおり報告します。

一 実施年月日

受診対象者数	受診者数	未受診者数	受診しなかつた者の対策
名	名	名	

二 診断区分

実・施科目	異状のない数	要注意者	要休養者	強制入院を要する者の数	同上の処置
精神病、テンカン トラホーム					
皮膚病					
結核					
その他					

三 受診しなかつた者の住所、氏名及び事由

別記様式第二十二号(用紙はB列五番とすること)

美容所開設届

一 美容所の名称  
二 美容所の所在地

区	分	開設者	管理人	備考
本	籍			
住	所			
氏	名			
年	生			
月	日			
性	別			
免	許	県	県	別紙とすることができる
取	得	第	第	
得	都	号	号	
道	府			
府	並			
並	び			
に	番			
番	号			
の				
他	業			
歴				
の				
そ				

右のとおり美容所を開設したので、美容師法施行規則第二十条の規定によりお届けします。

開設者氏名

知事殿

添付書類

- (1) 美容所の構造設備の平面図(美容師法施行細則第十六条各号の明細を記入すること)
- (2) 附近百メートル以内の見取図
- (3) 美容師健康診断書
- (4) 開設者が外国人の場合は、外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書
- (5) 美容師免許証の写
- (6) 従業員の本籍、住所氏名、生年月日、免許取得年月日及び番号、従業年月日を記載せる書類

別記様式第二十三号(用紙はB列五番とすること)

美容所開設検査確認書

所在地

開設者氏名

年 月 日生

美容師法第十三条に規定する基準に適合していることを確認します

確認番号第 号

検査確認年月日 年 月 日

確認書交付年月日 年 月 日

保健所長 印

別記様式第二十四号(用紙はB列五番とすること)

美容所開設届出事項の変更届

一名 称

二 所在地

三 変更事項

1 構造設備の変更大要(別紙の図面とし明細をつける)

2 従業員及び管理人の変更(本籍、住所、氏名、生年月日、免許取得都道府県名及び番号、雇入年月日、解雇年月日及び事由、移動先を記入すること)

右のとおり変更したので、美容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者氏名

知事殿



別記様式第二十五号 (用紙はB列五番とすること)

美 容 所 廃 止 届

一 名 称

二 所 在 地

三 廃 止 の 事 由

右のとおり廃止したので、美容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名

知 事 殿

添 付 書 類

開 設 確 認 書

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日 火 金

発 者 鳥取県鳥取市東町一丁目

刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町

(定価) 一部月極二二〇円 (配送料共)

所 原